

求職者紹介手数料及び手数料払い戻しについて

株式会社エイチアンドエム

手数料

紹介者を採用したときは、人材の紹介に対する紹介手数料は、以下のとおりです。

採用決定者の理論年収の 30%（税別）とします。

※上記「理論年収」は、次の算式により計算します。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12
＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

※なお、採用決定者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とします。

払い戻し手数料

採用決定者が入社日以後、入社日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、既に支払われた当該採用決定者についての紹介手数料を返還します。また紹介手数料を返還する場合は、以下のとおりとします。

- ① 入社日から3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の80%
- ② 入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の50%
- ③ 入社日から6ヶ月を超え12ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の25%

但し、採用企業側の都合による解雇、採用企業側に起因する退職の場合、またはその名目上もしくは、形式上の理由に関わらず、退職等が実際には採用企業側の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が、採用決定時に提示した労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合、又は採用企業側の採用決定者に対する法令違反行為に起因する退職の場合等は手数料返還は致しません。

払い戻し手数料支払日

採用決定者が退職後、採用企業が発行する退職証明書の受領をもって、前項に定める手数料の返金額及びその消費税相当額を、退職証明書を受領した月の翌月末日に採用企業の指定する銀行口座に一括して振込んで支払います。

※この際の振込手数料は弊社が負担します。返金額は1円単位で計算し、小数点以下は切上げとします。